

率が多かったわけでございますが、ここまで来たわけでございます。

中小公庫の貸し付けの趣旨といたしましては、やはり直貸しというものが中心になるべきである。というふうにわれわれは考えておりますけれども、やはりそれは店舗網の拡充というものとともにまた関連をいたしますし、それからまた、貸し付けを受ける人の希望によって、従来の窓口である民間金融機関を利用したいという気持ちもあると思います。したがいまして、直貸しを中心といた思想を中心しながら今後やつてまいりますけれども、代理貸しについても希望をある程度取り入れて存続はいたしていきたいというふうに考えておりますが、基本的に御指摘のとおりの方針でわれわれも今後検討してまいりたいし、またそれに必要な店舗網の拡充等を実施してまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 そうしますと、長官、いまのシェアの割合といふものはほぼ妥当であるというふうにお考えでしようか。

○左近政府委員 現在の店舗網の状態を前提にいたしましたと、まずこの程度だと思いますが、申し上げましたように、店舗網の拡充等々を図つていきますればもう少し直貸しの比率を拡充することは可能であろうというふうに考えております。

○木内委員 いまお話をあつた店舗網の問題については、後ほどまた触れたいというふうに思つております。

いま大変問題になつておりますのが代理貸し付けの金融機関におきますところの、いわば客觀性の乏しい融資の実態といふものが間々見受けられるということでありまして、たとえば民間の金融機関でございますと、自分のところと長い取引をしているところ、あるいはよく業務内容等について知悉しているといふような表現をされるわけであります。しかし顧客に対しても優先的に政府の資金を融資する、いわば政府のブルーした原資を使って銀行の実績と顧客との信頼関係をさらに大きくしていくという、そなした面が見受けら

れるわけであります。私は決してこれを情実金融とは言いたくありませんけれども、本来もつと資

金需要を持っております一般の中小企業者の需要に対する弊といふものが、この結果狭められるようないふうにわれわれは考えておりますけれども、やはりそれは店舗網の拡充といふものとともにまた関連をいたしますし、それからまた、貸し付けを受ける人の希望によって、従来の窓口である民間金融機関を利用したいという気持ちもあると思います。したがいまして、直貸しを中心といた思想を中心しながら今後やつてまいりますけれども、代理貸しについても希望をある程度取り入れて存続はいたしていきたいというふうに考えておりますが、基本的に御指摘のとおりの方針でわれわれも今後検討してまいりたいし、またそれに必要な店舗網の拡充等を実施してまいりたいといふふうに考えております。

○木内委員 そうしますと、長官、いまのシェアの割合といふものはほぼ妥当であるといふうにお考えでしようか。

○左近政府委員 具体的な注意ないしは指導といふものはどういうふうにいま行われていますか。

○船後説明員 代理貸しにつきましては、ただいま長官からお答え申し上げましたように、平素公庫貸し付けの趣旨といふものを十分理解して貸し付けるよう指導いたしておるのでございますが、その指導の方法といたしましては、一つには代理店の所管部店が常時代理店へ参りまして実務の指導を行つといふことと、いま一つは本店に監査部が常時行なっているかどうかといふことをチェックする機能としては果たして適切かどうか。これはむしろ公庫の当事者よりも、私は長官の方によくお聞きをしたいところでありますのでお願ひします。

○左近政府委員 現在の十二名の方々が十分いろいろ努力をしてやつていただいておるとわれわれは確信しておりますし、現にそういうふうになりますが、この監査のやり方その他の将来を考えまして、ではその十二名で大丈夫かといふことになりますれば、これはまたいろいろ必要な仕事があるうかと思います。ただ、こういう時代でございますので、公庫の人員の増については従来とも厳しい態度でやつてしまいまして、極力人員を節減してやるという方針で参りましたので、現在そういうふうになつておるわけでござります。

○木内委員 いま監査部のスタッフは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○木内委員 代理貸し付けの金融機関の店舗数並びに年間の扱いの件数はどうなつておりますでしょうか。

す。なお、支店を含めた取り扱いの店舗数は約一万二千でございます。

他方、年間の代理貸しの取り扱い件数でございますが、五十三年度の実績で申し上げますと五万七千件でございます。

○木内委員 八百四十八店舗ですね。五万七千件の年間融資件数を扱つておられるわけでありますけれども、これを監査する機能として、実は現在わずか十二名しかいないというのが実情であります。私はこれは大変十二名の方にも大きな負担がかかるでいると思います。それなりに公庫としても監査機能充実ということで御努力をなさって、そのための陣容十二名というのは不十分だとはお考えにならないですか。

○船後説明員 先生御指摘のとおり、現在の職員定員をもつてしましては十二名以上の捻出はかなりむずかしいわけでございます。加えまして、監査に従事する職員はかなりのペテンでございまして、定員をふやしましても適当な人がなかなか得がたいという問題もございます。

なお、私どもはこういうふうな陣容をもちまして、監査部による監査が年間約二百店舗程度、それから部店による監査が年間百五十前後、これで合計いたしまして三百五十ぐらいいの店舗は一年間に監査をいたしております。したがいまして大体二年、長いところで三年に一度という程度は監査をいたしておるのが実情でございます。

○木内委員 確かにこの監査部十二名といふのは十分ではないというお話でございます。總裁も大変な平素の努力をされておるわけですので、どうか中小企業庁長官としてもぜひともこれは前向きに、いたずらに人員をふやせばいいということではなくて、ベテランのスタッフの養成を行なうとか、あるいは後ほど触れる新機軸のコンピューターの導入ですとかオンライン化を目指すのと同時に、いたずらに人員をふやせばいいということではなくて、ベテランのスタッフの養成を行なうとか、あるいは後ほど触れる新機軸のコンピューターの導入ですとかオンライン化を目指すのと同時に、質の充実を図つていただき、現場におけるそうした情的的な金融が横行しないように、ぜひともチェックをしていただきたいと思います。

次に、手数料の問題でございますが、将来につきましては、そういう極力政府機関の人員をふやさないという趣旨を尊重しながらも、必要なものは必要な人をつけるという方針で今後参りたいと思います。したがいまして、早急に拡充をすることは非常にむづかしいけれども、このバランスが悪化してきて赤字の原因となつてることが指摘されているわけであります。もう一度聞くわけありますけれども、手数料を払つて、逆に事故の場合などは補償責任が民間の金融機関に生ずるということなんですが、それでも、このバランスが悪化してきて赤字の原因となつてることが指摘されているわけであります。

ふうに思つております。

○木内委員 これは確かに長官おっしゃいましたように、定員削減計画等がございまして単純に論じられない問題ではあると思います。しかし、総裁としていかがですか、この監査機能を発揮するための陣容十二名というの

料と利息収入とのバランスについて今後どのように対応をしていくのか、この点、いかがでしょうか。

○中澤政府委員 利さやと手数料とのバランスが近年悪化しておるということは、先生御指摘のとおりでございます。したがいまして、先ほど総裁からもお答え申し上げましたように、近く新年度から手数料率の改定を図つていくというふうに考えております。しかし、その場合でも小口金融につきましては、これがその制度の改正によりまして機能しにくくなるということであつてはいけませんので、小口の場合手数料につきましては料率を手厚く見るという方向で、機能に支障を来さない限度内におきまして手数料率を改定していくふうに検討中でございます。

○木内委員 貸付限度額の問題でありますけれども、私は、個々の融資のケースにおける限度額をやみくもに引き上げて、そして何が何でもとにかく青天井にしなくてはいけないと、いうことを申し上げているわけではないわけであります。加えて健全な償還ということを考えれば、限度額をただいたずらに上げることは決して適当でない場合も確かに出てくるというふうには思うわけであります。しかしながら、中小企業も石油危機以降長期不況からいま徐々に脱却しつつある。当然資金需要といふものも公庫のケースについては大型化していく傾向にある。こうした観点から、私は今後ます。当然実情に即した限度額の引き上げといふものが行われてしかるべきだと思いますけれども、この限りであります。従来一億二千万円でございましたのを一億五千万円に引き上げ、それから代理貸し付けについても二千五百萬円を三千万円に引き上げてこれを実施しておるところでございまして。五十五年度は、五十四年度に引き上げました

ので引き上げをいたさなかつたのでござりますが、今後も時代の推移をにらみながら、御指摘のようご質を賜りますばござんとお曾大としてまづります

ので、適時適切に対応してまいりたいというよりは考えておるわけでございます。

○木内委員 次に、申し込みから貸し出しまでの期間の問題ということとで、これは何度も国会で取り上げられてきております。約三ヶ月かかるとうことなんですが、私は、こうした議論というものが近年にわかに起つたものかどうか、文献といいますが、資料をずっと調べてみました。そうしましたら、二十年前から三ヶ月ということでずっと来てます。その都度大臣も政府の関係者も、三ヶ月月というものはやはり必要に応じた理想的な姿とは言えない、何とかスピードアップするよう努力をしようとすることとで、二十年間にわたくつてずっとイタチごっここの議論がされてきておるのであります。あえて私はいまここでまたこうして取り上げるわけですねけれども、何か本当にいい方法がないものかどうかということを、実際にこれは素朴な疑問として持つわけであります。私は現場の方にいろいろ聞いてみました。相談を受ける人あるいは審査をする人あるいは担保の問題に関する業務を受け持つ人、いろいろいるわけであります。従来三ヶ月ですつと来た、だけれども、これからまた業務の拡大が行われていく、資金需要もどんどん大きくなっていく。そうすると、さつき申し上げた定員の規模というものは現状のままでありながら業務内容が拡大して、いわば職員に過重負担になつてくる。そうすると、この三ヶ月というのは私は大変厳しい時間とということになるのではないかと思うのですね。したがつて、今後この三ヶ月というのをどう短縮するかというのが、公庫の機能というものを使やかにする上から大変大事な問題だというふうに私は思うのです。これはいま申し上げたような理由で、公庫の総裁にお聞きするよりもまず長官、これはもうそろそろ何らかの結論なり具体的な見通しというもののを立てられない、十年一昔と言いますけれども、

二十年」昔前からの議論なんですね。ひとつお答えください。

ップの問題は從来から言われておりまして、公庫全期間のうちで、正式に受け付けてそれから融資決定をする期間につきましては、ここ何年かの間に相当な短縮を見たわけございますが、実際問題として、つまり御相談に応じてから貸し付け実行、資金が借り受ける人に渡るまでの期間についてはなかなか短縮できないという問題がございまして。したがいまして、短縮の方法として、これは公庫でもいろいろ御検討のことと思ひますが、われわれとして考えますのは、一つは事務内容を機械化するといいますかコンピューター化することによる短縮ということ、それから、事前の御相談の段階をどのように短縮できるかということをございます。事前の御相談については、これはやはり人の問題もあろうかと思います。したがいまして、機械化と、それから機械化はどうしてもカバーできない場合の人間の確保というよろうことでございます。これらが今後の対策であろうかと思ひますが、われどいたしましては、目に見えた短縮はなかなかむずかしいということと、御指摘のように改善の跡がそう顯著でないということについては残念に思ひますが、今後もこれについては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 今まで国会で議論されたスピードアップの問題に関する御答弁といささかも変わるところがないので、私ははなはだ不本意であります。長官、公庫の融資に当たつての具体的な方針の一つとして、たとえばオンライン化の導入ですとかあるいはマニユアル化の促進、これも考えておることはひとつわれわれも、それからまた公庫自らもいんじやないかと私は思うのです。この点はどうでしょうか。

○左近政府委員 いまの御提案、そういう方針を促進することがこの審査の期間の短縮に非常に役に立つというふうにわれわれも考えます。これについてはひとつわれわれも、それからまた公庫自ら

身も十分検討いたしまして、そういうものを取り入れて短縮に資したいというふうに考えておりま

○木内委員 総裁、ここでお聞きするのですが、いま長官からオンライン化あるいはマニュアル化と並行して人員の問題についてもあるお話をございました。総裁は現場で指揮をとられている立場でどのように受けとめておられるか、お聞きしたいと思うのです。

○船後説明員 公庫の審査日数につきましては、先生御指摘のとおり長年問題になつてしまつたところでございます。過去には受け付けから決定までに三月もかかる、つまり、内部の審査だけでも三月かかるという状態があつたわけでございますけれども、最近では先ほど長官も御答申し上げましたように、審査事務にはコンピューターを取り入れましてかなりスピード化を図つておるわけでございます。内部事務につきましては、五十三年度の実績は、受け付けから決定までが二十五日という状況になつております。ただ、お客様が手ぶらでいらっしゃる場合にはいろいろな資料を整えていただきねばなりません。そういう場合は一、二ヶ月の準備期間を要します。しながらいよいよ三月程度かかるというようなケースもあるわけでございますが、今後はできる限り内部事務のスピード化、能率化に努めることともに、かつまた中小企業の方々にも、公庫の借り入れに際しましてはあらかじめいろいろな書類等の御整備を願うように私どももお願いしてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

なお、その他先生から御指摘のございましたスピーカーを利用いたしましたオンライン化といふことで前向きに検討していただけたところでありますので、私は、今回の質疑で一定の結果を出しております。

○木内委員 オンライン化あるいはマニュアル化といふことで前向きに検討していただけたところでありますので、私は、今回の質疑で一定の結果を出しております。

前進があったというふうにみずから評価したいわけありますけれども、それはぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

また、時間がございませんので詳しくは申し上げませんけれども、実は私に寄せられる意見の中でもういうのがありました。人員規模が決まって

なケースで申し込む場合も間々あるわけでございまして、企業の実態を調査してみると先行き本当に有望である。ただ担保についてはもう一步であるというようなケースについてどういうふうな運営をされているのか、この点についてお聞きをします。

○船後説明員 お答え申し上げます。
まず第一点の担保についてでございます。

公庫は財政資金を原資といたしまして長期の貸し出しをいたしておりますので、やはり担保が必要になります。たゞ、旦暮の平直等につきましては

要でございまして、しかし、担任の話は聞いてございませんしては、彈力的に扱つておるわけでございまして、不動産だけではなくして機械設備等の事業用資産

もまた担保にすることもあり得ます。また、土地、家屋等の評価に当たりましても、最終処分価格ではなくして、時価による評価を原則にいたし

ておるわけでござります。そして、でき得る限り担保不足を理由にして必要な貸し出しができないということを避けたい、このようなことで融資に

努めておる次第でござります。

う第一点でござりますか
非常にむずかしい御質問でございます。両方とも必要であるということになるわけでございますが、私どもは担保があれ

ばどんな貸し出しでもするがと申しますと、さよ
うな貸し出しは一切いたしません。やはり企業の
浮来生、しかもそれが日本の國民経済の發展に必

要である。こういう企業につきましては、将来性に着目して貸し出しをしておる次第でございま

○木内委員 時間が参りましたので、私の質疑は以上にいたしますが、こうした時期でございます

ので、中小企業家の方々は公庫の健全な運営に基づいた健全な融資を希望しておられますので、どうか今後とも格段の努力をしていただきたい、こ

○ 塩川委員長 これにて木内良明君の質疑は終わ
りました。

○清水委員 引き続いて清水勇君。

ねいたします。

いは債券発行限度を資本金額の三十倍に引き上げる、この提案については賛成でございます。しか

しながら、現在、中小企業を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている。ことに今回の電力料金の大幅値上げを含め、エネルギー費や原材料価格が高

騰するあるいは発展途上国の追い上げが激しい、さらに目まぐるしいまでの国民のニーズの変化があ

るいは多様化等々は、中小企業の先行きを非常に不透明なものにしていると同時に、不安定性を強めていくであろうと予想をいたします。そうであっても

ればあるほど中小企業者はいかに活路を切り開いていくか、新商品や新技術の開発とか企業の体質などを強化する、近代化と図ること、うなづぶ生きていく

そのためのまさに緊急な課題になるであろうと思いま
す。

そこで、この点に関して、所管の通産大臣としてどのような所信をお持ちになつておられるか、基本的な考え方をお聞かせていただきたい。

○佐々木國務大臣　お説のとおりだと考えます。

まえまして中小企業は大変苦しい環境に追いやられていることは事実だと思いますので、お話しのよくなき困難を、日本では大変重要な産業部門でござ

いますので、どうしたらよいか大変むづかしい問題だと思いますけれども、一生懸命あらゆる手段を尽さんで、二月に支那へ、三月に

○清水委員 大臣もそう言われるわけであります

が、そこで必要となることは、中小企業の経営基盤の強化を助成する諸施策、とりわけ設備資金など中小企業者が必要とする資金需要をいかに安定

中華書局影印

的に確保するか。このことが当面する政府の責

スには必ずしもなってないのじゃないか、こういふうに私は思うわけです。

そこで承りたいのは、こういう事態に即応して、いわゆる一般金融機関からはじき出されるような中小企業者向けの貸し出しについて、今度の改正提案に当たつてどのように円滑にこれが行われていくか、具体的に言えば、もとと中公資金なら中公資金の枠なんかも思いつつ切ってその比率を高めていくなどといったような配慮が行われているのかどうか。一〇%ということが当面言われているわけですけれども、将来展望についても含めてお聞かせいただきたい。

○佐々木国務大臣 お話のとおりに、市中銀行等が選別を強めるといいますか、金融の引き締めを強化いたしますと影響が起きるのは当然でございまして、それに対しましては特に公定歩合引き上げ等のしわを中小企業に寄せないようによると、融資当局とただいまいろいろ折衝しているようございますので、その詳細につきましては事務当局の方から御説明させます。

○左近政府委員 大臣から御説明がありましたように、中小公庫の五十五年度の資金枠は対前年比一〇%の増というふうに見ております。これはこどしの実績に比べても大きいわけござりますが、いまの御指摘のように今後資金需要、ことに政府系中小企業金融機関に対する中小企業者の資金需要が増大することが見込まれます。したがいまして、この割増の資金枠の運用につきましては、極力第一・四半期、第二・四半期というふうな年度の前半に大きく組みまして消化を図つてしまふが生ずれば年末追加をいたしまして、年度全体の資金量も増加させるというふうに考えておりまますので、資金量について中小企業の方に不足を感じるようなことはしないような方針でまいります。

○清水委員 そうすると、前年比一〇%増しの資金量についてはできるだけ年度の前半に集中的に配慮をして、足りなくなつた場合には必要量だけ

必ず年末で補給する、これは間違いないですね。——うなづいておられるからあえて御答弁を求めません。

さてそこで、そうは言われるけれども、正直言つてなかなか思うように借りたいものが借りられないという状況もなしとはしない、必要なだけ貸すというような状況にはなつてない。元来中小公庫なるものは中小企業者が必要とする設備資金なり運転資金なりについて、一般金融機関が困難とするような長期かつ低利の資金を融通することを目的に設立をされていると思います。だから、もしもそうであるとすれば、無論審査いしかげんにしておるということを私は言つておるわけではあります。しかし、できるだけそういう設立の趣旨にのつて、中小企業者が切实に必要とする資金については、今日のごとき事態にこそ配慮をされる性質だと私は思うので、率直に言つて中小公庫などに配慮をされていかなければならぬ。資金量が足りなくなつたらどんどん出すと言われるけれども、中小企業者が切实に訴えていることは、しかしそう言われるほど簡単に、思うように借りられることは注文をつけておきたいのであります。いかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 お説のようにこういう不況に立ったときこそ通産省が担当しています三機関が活動するのが当然でございまして、事態の推移を見守りまして、必要であればまた応急の処置を講じなければいかぬかと考えます。

○清水委員 さてそこで、資金の量については心配がない、大丈夫だとおっしゃられるわけでありながら、次に金利についてお尋ねをしておきたく思います。

公定歩合の相次ぐ引き上げ、これは当然に中小

そこで、これは私が申し上げるまでもなく、駆迫に説法ですけれども、中小企業者は現在の八・二%という金利についても高いという実感を持っている。何とかならないかという訴えがこれまで常に表明をされている。ところが、たとえばこの八・二%の金利も結果として維持できなくなるなどということが起ることすると、これはやはり重大な問題じゃないか、私はこう思います。

そこで、政府は当面金利の据え置きなど、いわゆる低利性を維持するためにはどのような具体的の方策を持っておられるのか、その辺の見通しをひとつお聞かせいただきたい。

○左近政府委員 中小公庫の金利の問題でござりますが、いまお話しになりましたように、中小公庫の金利は民間金融機関の長期の最優遇金利を大体貸出基準金利にするというルールでやつてしまつておるわけでございます。そしてまたこの金利を決定するに当たつては、中小公庫の原資でございます資金運用部資金の金利も考慮に入れてやつております。したがいまして中小企業の方々の御希望に沿つて極力安くやりたいと思っておるわけでございます。そしてまたこの金利が決まりますけれども、全体の金利体系が上がりつておりますけれども、全体の金利体系が上がりつておるわけでございます。したがいまして、八〇年度から五十一年度にかけて九・四%あるいは八・九%という高い金利があつたわけでございます。それが、これを、中小企業者の方々の事前に繰り上げ償還したいという御要望に応じて、私どもは、何と申しますか利息收入を失つたわけでございます。そういうことで使ってきておりますので、これで引き当てにさらに利子の引き下げということは困難ではないか、かようて考えております。

○清水委員 円高の際に金利の軽減措置を講じたことがありますね。これはトータルでどのくらい持続出しますか。

○船後説明員 為替変動貸し付けは低利で融資いたしております。これは累計二千億程度の貸し出しが行つておりますので、いわゆる利子の持ち出し分でございますが、約十九億円と相なつております。

○清水委員 それではこの際大臣にちょっと所見をお尋ねしたいのですけれども、先ほど大臣はお

が、逆さや相殺ということのために取り崩すことができるんじやないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○船後説明員 中小公庫の滞賃償却引当金でございますが、先生御指摘のように五十三年度には五百五億ばかりあるわけでございます。実はこれは五十二年度には六百一億円あったわけでございましたので、したがいましてこの引当金を取り崩し五百十五億になつたわけでございます。なお五十四年度も引き続きまして期間損失が百四十億程度出る見込みでございますので、五十四年度末にはこれが三百七十億円程度に減少する引き続きまして五十五年度もこれがさらに百億程度減少していくというように、主として繰り上げ償還、この繰り上げ償還は、御承知のとおりから百億程度減少しますが、五十三年度中に繰り上げ償還等を主たる原因といたしまして八十八億円の期間損失を生じましたので、したがいましてこの引当金を取り崩し五百十五億になつたわけでございます。

○清水委員 五十三年度の中小金融公庫の業務報告書によりますと、滞賃償却引当金に約五百十四億円を計上されております。これは性格的に見

りますが、私は金利についてどうも先行き高騰を

していくことが非常に懸念をされてならない。そこで中小企業者の経営基盤の強化をいかに図つていくかということが一面では中小公庫の目的でもありますし、また政府として言えば、中小企業の基盤を強めるために助成策を講ずるということが責務にもなってくる。両々相まって貸付金利をでるべきだけ低く維持をしていくことが非常に重要な課題になるというふうに私は思つておりますし、必要によつてはそのために財政をつぎ込むというようなことが考えられてもいいんではないかという感じもするわけであります。いかがでしあうか。

○佐々木国務大臣 御承知のように、中小企業公庫の貸出利率等を低めるためには幾つかの方法もあるらかと思ひますけれども、いまおっしゃるようないが一番ダイレクトで効き目があります。けれども、これはなかなか財政からの直接の操作といふことになりますとむずかしい問題もござりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、今後とも検討してみたいと思います。

○清水委員 されど、これはなかなか財政からの直接の操作といふことになりますとむずかしい問題もござりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、今後とも検討してみたいと思います。

○清水委員 されど、これはなかなか財政からの直接の操作といふことになりますとむずかしい問題もござりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、それじやそのまま実施できますかとなりますが、今後とも検討してみたいと思います。

○船後説明員 まず償還条件の変更でございますが、既往の貸付先から、売上高や利益の減少等がございまして資金繰りに困難を来した、そして償還条件の緩和の申し出がございました場合には、従来からも個々の企業の実情に応じまして期限の延長、償還の一時猶予等行つて、できる限り企業の建て直しに手をおかしておるような次第でございます。

また一般的な措置といつしましては、過去の不況期でございますが、金利の軽減につきましては五十二年の十一月一日から五十四年の十月末日までに一部の不況業種、これは中小企業保険法に基づき通産大臣から指定された不況業種に属する中小企業者でござりますが、こういう中小企業者で赤字経営を余儀なくされているという方につきましては、年八・二%以上の金利を適用いたしました貸付分けをすべて年八・一%に引き下げるというような措置も講じた次第でございます。今後もこういった金利の軽減措置あるいは償還条件等がそろえられるような事前の周知徹底といふような方法もございましょう。そういうふうに各般も單なる評価額、通常言われるような評価額じゃ

なくて実質的な評価をするとか、いろんな点、詳細につきましては必要があれば總裁に話をしていただきたいと思いますが、そういう具体的な処理で借りられないというようなことのないような処置をいたしたいというふうに考えておりますし、そのほか貸付期間等につきましても彈力的に対処するというふうな指導をやつております。ことにこういう時期になりましたので、そういう点についてはまた公庫の方にも注意を促して、適切に対処できるようにいたしまりたいというふうに考えております。

○清水委員 弾力的な運用という中には、当然償還条件等の緩和といったようなこともきめ細かく配慮をするんだということを述べておられるわけですが、それでも、たとえば円高不況等々の時期を振り返つて、どの程度の措置が講じられているのか、お聞かせいただきたい。

○船後説明員 まず償還条件の変更でございますが、既往の貸付先から、売上高や利益の減少等がございまして資金繰りに困難を来した、そして償還条件の緩和の申し出がございました場合には、従来からも個々の企業の実情に応じまして期限の延長、償還の一時猶予等行つて、できる限り企業の建て直しに手をおかしておるような次第でございます。

また一般的な措置といつしましては、過去の不況期でございますが、金利の軽減につきましては五十二年の十一月一日から五十四年の十月末日までに一部の不況業種、これは中小企業保険法に基づき通産大臣から指定された不況業種に属する中小企業者でござりますが、こういう中小企業者で赤字経営を余儀なくされているという方につきましては、年八・二%以上の金利を適用いたしました貸付分けをすべて年八・一%に引き下げるというような措置も講じた次第でございます。今後もこういった金利の軽減措置あるいは償還条件等がそろえられるような事前の周知徹底といふような方法もございましょう。そういうふうに各般も單なる評価額、通常言われるような評価額じゃ

なくて実質的な評価をするとか、いろんな点、詳

細につきましては必要があれば總裁に話をしてい

ます。

○清水委員 さて、公庫は中小企業者の便宜を図るのだ、こうすることなんなりますが、先ほども同僚の木内委員がしきりに貸し付けにかかる

うふうに考えております。

○清水委員 時間がありませんから、かいづまん

で最後になろうか

と思いますが、ちょっと申し上

げます。

○清水委員 公庫の店舗は、いま原則として一県一店舗とい

うようなかつこうで、一部に出張所等もあります

けれども、そういう状況でございます。たとえば

長官は金融相談に見えられてから実際に金が出るまであ百日ぐらいかかる

なきやならぬと思っているのだと言われるのだ

が、私はもし仮に短縮できない要因が具体的にわ

かっているならば、たとえば件数がこれだけふえ

ておるわけですから、いかに機械化をしてみても

あるいはオンライン化等を通じてみても、やはり

何といつても金融相談等の場合には人が要るわけ

ですからあるいは審査等も人がやるわけですか

つていてももとと大胆な発想が考えられていいの

ではないか、そうでない限り百年河清を待つよう

な話で、なかなか切実な需要にこたえられないの

じやないか。ですから、この点について簡潔で結

構ですが、ひとつ今までと同じような発想では

なしに、この際一步進めていくというような決意

のほどを聞かしていただきたい。

○左近政府委員 御指摘の審査のスピードアップにつきましては、確かに機械化だけではうまくいかないというふうな点もございます。したがいましてそういう点については人員の配置の問題も出てこようと思います。それから先ほど御指摘がございましたマニュアル化というような形で、何と申しますか、やり方、手順を非常に合理化するという点もござりますし、それからまた公庫の總裁の方から申し上げましたように、申し込みをされる方に、これはP.R.でございますが、必要な書類を新設するということと、それからまた従来の出張所を支店に昇格するというのも一件といふよ

うな方針を貫いてまいりたいと思います。

○左近政府委員 店舗網の拡充につきましては、

公庫の趣旨にかんがみまして毎年逐次ふやしていくことと、それからまた従来の

出張所を支店に昇格するといふのも一件といふよ

うなことでふやしてまいつております。ことにい

ま御指摘のよう

う一つの方法かとも思いますので、ひとつ今後の

店舗網の拡充の中で、そういう御趣旨も体しまし

うに従来の方針だけじゃなくて、少し考え方を広げまして、そしてこの審査のスピードアップをどうするかという問題を取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

○清水委員 時間がありませんから、かいづまんで非常に時間がかかる、こういうことでスピーディアップということを強く注文をされているの

で最後になろうか

と思いますが、ちょっと申し上げます。

○左近政府委員 ちなみに五十五年度におきましては一つの出張

所を新設するということと、それからまた従来の

出張所を支店に昇格するといふのも一件といふよ

うな方法でございます。そういうふうに各般の問題をひとつ十分考えまして、いま御指摘のよ

それから代理貸しの点ですけれども、貸付限度につきましても検討いたしたいと思いますが、これは直貸しとのバランスその他もございますので、やはり直貸しもふやし代理貸しもふやすといふような形で今後は対処してまいりたいと思っておりますが、この点についても検討さしていただきたいと思います。

は、えてして委員会の場で検討するということが多いままでも答えが出ないというようなことになりがちですから、そういう意味ではなしに、迅速に答えを求める意味での検討を、大臣もおいでになりますからぜひやつていただきたい。

最後に、いわゆる貸付期間についてなんですかねども、昨今のように資金需要が大型化をする。そうすると設備資金等についていま七年以内という期間の定めがありますけれども、これではちょっと荷が重過ぎるという状況でありまして、ぼくはやはり十年以内くらいに期間を改善すべきじゃないか、そういう時期に来ていると思うのであります。ですが、その点をお聞きをして私の質問を終わりたいと思います。

○左近政府委員 現在、中小公庫の貸付期間につきましては、原則として設備資金が七年以内、運転資金が五年以内ということになつておりますけれども、事業の性格とか業種の特殊性を勘案いたしまして、特に必要なものは十年から十三年まで貸付期間を延長することができるところになつておりますので、事業の内容に当たりまして彈力的に措置をしているわけでございます。さらに五十五年度におきましては、特別貸し付けの一部でございますが、事業転換貸し付けのようになりますが、事業転換貸し付けのように相当長期間を要するものについては十五年というようなものに延長してきたわけでございます。今後もこういう点を十分勘案して、実態に即するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○船後説明員　公庫の貸し付けに当たりましては、担保のほか保証人もお願いしておるわけでござりますが、この保証人は社長などの経営者になつてもらうことを原則といたしております。この趣旨は、経営責任者としての心構えを示していただきたいという趣旨でございまして、債権保全という意味ではあくまでも補完的なものでございます。

○長田委員　一般的の借り入れされる方は、この保証人に非常にひつかかる点が多いようなんですね。私もかつて金融機関に勤めておりまして、貸し付けを長くやりました。どうしても保証人といいますと、金融機関とすれば資産調査をやりましたり、その人の担保力という点を非常に重要視いたします。あるいは取引関係はどうなのかとか、そこらまで立ち入って調査をするわけでありますけれども、金融公庫の場合においては担保が主力になつておりますから、私は余り保証人にこだわる必要はないのじやないかという感じを持つのですね。いま総裁がおっしゃられましたとおり、会社あるいは法人等の代表役員等が、同等の責任を負つていただくという意味で保証人になつてもらうということとありますけれども、そういう意味ではパンフレットのつくり方を、会社、法人等の場合においては代表役員で結構であるあるいは個人の場合においては別に第三者的な人を立ててほしいというふうに、ただし書きでもつくつたらどうでしようか。

○船後説明員　先生の御指摘のとおりでございまして、通常保証人といいますと人的保証でございまして、資産調査等を伴う大変なことだ、こういふことをいたします。

○長田委員　まず最初に、中小企業金融公庫にお尋ねをいたします。

○船後説明員　引き続き、長田武士君の質疑に入ります。

○長田委員　このように記されております。実態は、この保証人はどういうふうになつておりますか。

うふうにお考えになります。公庫の求めておりま
す保証はそうではないわけでございますから、そ
の点私どもの発行いたしておりますパンフレット
類の単なる保証人という記載はなはだ不親切だ
と思いますので、今後はひとつその趣旨を徹底し
ますとともに、パンフレットの記載にも一工夫を
いたしたい、かようと考えております。

○長田委員 次に、中小企業投資育成株式会社に
ついてお尋ねをしたいと思っております。
中小企業金融公庫は、中小企業投資育成株式会
社に出资及び貸し付けを行つておるわけであります
が、この会社は昭和三十八年に、中小企業に夢
と希望を与えようとのスローガンを掲げ、中小企
業の自己資本充実を促進し、健全な成長発展を図
るために、投資等の事業を行ふことを目的に設立さ
れたわけであります。当然中小企業を株式市場に
上場させるという方針ももう一つあるわけです
ね。

そこで、同社の投資実績を見てまいりますと、
東京、大阪、名古屋と三社あるわけであります
が、これを合計いたしましても五十三年度末で投
資件数はわずか九百九十五社、投資総額は三百六
十六億円にしかすぎないわけであります。また、
五十三年度と今年度を比較してまいりますと、五
十三年度は投資総額が二十一億円で、新規投資件
数は四十八件となっておるわけであります。五十
四年度は、五十五年一月末現在で投資総額が十八
億円、新規投資件数は三十八件というように、前
年度をかなり下回つておるわけであります。しか
も、同社の五十四年度新規投資予定は八百八件とな
っておりますので、その達成率は何と三五%であ
ります。さらに、同社が五十三年度末まで投資し
た九百九十五社のうち、同社の方針どおり実際に
株式市場に上場できた企業はわずか六社しかない
のですね。

こうした状況を見てまいりますと、同社が設立
され、すでに十六年を経過しておりますが、これ
では所期の目的を十分果たしたとは言えないよう
な感じを私は持つのですね。このような状況にな
ったのです。

○左近政府委員 中小企業投資育成会社は、中小企業の自己資本の充実ということを目的にいたしまして、御指摘のように昭和三十八年に設立されまして、その後相当の年数がたております。実績も先生いまおっしゃったとおりでございました。

一つは、やはり第一次石油危機以降の不況ということが非常に影響したのじやないかというふうに考えますが、もう一つは、証券市場への上場の基準が三十九年に三億円になり、五十年に五億円になつたということで引き上げられましたことから、いま御指摘のように上場できた会社がわずか六社というふうなことになつたということをごさいます。

こういうことでございりますので、やはり投資育成会社の本来の趣旨を達成するためには、投資育成会社としてももう少し活発に活動する必要があるといふふうにわれわれは考えまして、実は昨年の後半以来、この投資育成会社の活動を活発にするためにはどうしたらいいかいろいろな検討を遂げておりまして、それについて五十五年度からいろいろな点について改善を図りたいということとで、自下関係方面とも相談をしておりますが、改善を図る方法といたしましては、一つは対象業種を少し拡大をしようじゃないか、これはことにサービス業なんかにつきまして今まで対象がほとんどございません。ところが、最近の経済の情勢はサービス業が非常に拡大をしてまいりました、活発な分野に入るのが相当ござりますので、こういう点にも着目したいということがございます。それからまた、投資育成会社に貸し出します中小公庫の金利につきましても、現在のままでいいかということも現在検討いたしております。こいういう点、幾つかの面を踏まえまして、投資育成会社ももう一段ひとつがんばってもらおうということで、われわれもそういう点でのいろいろな検討をしておるのが現状でございまます。

○長田委員 中小企業投資育成株式会社が発足してしまった当初、政府は同社に六億円出資いたしております。その後四億五千万円出資しておりますが、優先償還株式によって行われたため順次償還が進み、現在では政府出資額も大体一億円前後ではないかと私は見ておるのです。発足当初一〇%を超えた政府出資率も今日ではもう一〇%にすらないわけですね。しかも、この額も六十二年度でゼロになるのじやないかということも言われておるわけであります。

一方、この制度を利用している中小企業者は、

一方、この制度を利用している中小企業者は、
中小企業投資育成株式会社が政府の助成と監督を受ける場合、同社とは関係を絶ちたいというふうに考えておるようなんですね。そこで政府からの出資を断ち切つてはなりませんが、むしろ出資を強化すべきだというのが私の考え方であります。

そこで、現在政府が保有する優先償還株式を並通株式に改めて、政府出資額を増加すべきであつて、私は考えるのですが、この点、どうでしょ

○左近政府委員　投資育成会社が発足をいたしました。した時期には、政府保有の株式について逐次消却をしていくて、最終的にはゼロになつて投資育成会社が自立するというのが一つの方針であるところになつております。したがいまして、ま御指摘のように現在政府保有が一億二千六百五円で資本金の一%でございまして、これを資金計画では六十二年度に消却するというふうな方針になつております。しかしながら、いま御指摘のように、投資育成会社の投資を受けております中で、企業といたしましては、やはり国の政策実施機関であるというところに着目をいたしまして実は投資も受ける、それからまたいろいろ指導も受けたいというふうな希望が非常に強いわけでございます。したがいまして、当初の予定どおり国の色彩を薄めていくことがいいのか、あるいはやは国の方策実施機関としての色彩を保持しながら

の投資育成会社を運営した方がいいのかという大
きな問題が一つあるわけでございます。そしてま
た、もし国の政策実施機関であるということを繰
り返しながらやるとすれば、その場合にいまの御指
摘のような方法もあるうかと思います。したが
って、これについては現在中小企業政策全体と
いたしましても、八〇年代の中小企業の政策のビ
ジョンというものを検討しておりますと、大体こ
としの五月ごろには結論が出ようかというふうに
思いますが、その中でもこの投資育成会社とい
うものの今後の中小企業の自己資本充実における役
割りというものを検討いたしまして、従来の方針と
は方針としながらも、今後どのようにもつていくか
かということは十分検討を遂げたいというふうに
考えております。

めでおりまして、新年度に入りましたが、かように考えております。

○長田委員 この投資育成株式会社の投資対象となつております企業の基準について、「将来その株式を証券市場に公開する意向を有している」という一項があるのです。企業の中には、証券市場への上場公開の意向が非常に消極的で、適正規模に抑えて健全な経営をしたい、そういう風潮も実はあるのですね。このような企業にも経営基盤を強化するために同社が投資できるようにすべきではないかと私は思いますが、どうでしようか。

○中澤政府委員 投資育成会社の投資基準、現在ござりますが、制度の趣旨から申しまして、原則として配当率あるいは資本金利益率という要素を基準にするというのは今後も変わらないかと思します。しかし、ただいま仰せのとおり、上場基準が過去数回引き上げられまして現在五億円になつておりますので、中小企業の実態といたしましては、必ずしも近い将来上場の意図を持つといふことが実態にそぐわない面もございますので、現在投資基準になつております事業規程の改正を、その点も含めまして検討中でございます。その際に先ほどの業種問題と事業規程の改定と、両面から 弾力化を考えていただきたい、かように考えております。

○長田委員 また、投資の条件の一つに「過去二期(半年決算の場合は三期)配当実績が年一〇%以上であるか、または、これに見合う利益を上げており、今後も、これと同等以上の収益力と配当能力が見込まれることが必要」とあります。経営環境等の厳しさから見て、私は実際問題として実際にそぐわないのではないかという感じを持つのです。このことを裏づけるかのように投資件数は非常に減少の傾向を示しておりますし、投資先企業の開拓に悪戦苦闘しておる現状ではないかと思うのです。そのためにも投資の条件における基準の緩和を私はこの部分でも國らなくぢやいけないのではないか、そう考えておりますが、どうでし

○中澤政府委員 先生御指摘のとおり、株式の取得につきましては相手方が公開の意思を持つこと、あるいは過去二期ないし三期におきまして配当率が一〇%以上を維持しておるということが原則になつております。転換社債につきましては、原則としてという字句が入つております。彈力条項がございます。したがいまして、先生の御指摘のようにこの面が厳しく過ぎるのではないかという点もございますので、事業規程の改正の際にこの問題も含めまして改正する方向で、現在関係省庁と協議をしております。

○長田委員 投資育成会社の任務を考えまいりますと、投資育成会社に対する中小企業金融公庫の金利が一般企業に貸し付けている金利と全く同じであるということなんですが、そこいらが私はどうしても納得できないのであります。中小企業金融公庫は、投資育成会社に対しては一般的貸出金利よりも低利で貸し出しを行なうのが当然じゃなかいんでしょうか。この点、どうでしようか。

○中澤政府委員 投資育成会社の中小企業向けの投資あるいは転換社債の取得につきましては、由小企業の自己資本の充実ということが目的でござりますので、投資育成会社自体が経営努力をする要素であるということは御指摘のとおりでございます。したがいまして、先生の御趣旨に沿ひ得れば、スになります借入金の金利負担が非常に重要な要素であるということは御指摘のとおりでございます。したがいまして、先ほど長官も申しましたけれども、投資育成会社の事業資金に対します中公からくる資金貸し付け、この金利につきましても極力スムーズを適正な水準に改定してまいりたいという方針でただいま検討し、かつ折衝を継続しておることでございます。

○長田委員 公庫の総裁、御意見どうですか。

○船後説明員 ただいま計画部長が答弁いたしましたとおりでございますて、監督官庁の方で目工種々御検討中でございますが、その結論に従って投資育成会社に対する資金の融通をいたして

まいりたい、かよう考へております。

○長田委員 そういう意味で、私は今後地域経済の中核といたしまして中小企業の育成を図ること非常に重要な課題であるうと考へております。

そのためにも地域経済の実態に即した、地方公共団体や地元経済界等が十分連携をとりながら中小企業に対する施策が講ぜられて当然であろう、このよう考へております。その意味におきまして中小企業投資育成株式会社が今まで地域経済の発展にいかなる役割を果たしてきたのか、その点について御意見を伺いたいのです。

○左近政府委員 現在、投資育成会社は御承知のとおり東京、名古屋、大阪にございますが、各地のそれぞれの経済人がその役員になつておられますし、現実に地元の、たとえば商工会議所等はやはり自分の地域の会社であるという気持ちが非常に強く、いろいろ協力ををしていただき、また利用いただいているわけでございます。これからは地方の時代ということにもなりまして、地域地域の経済発展をしなきゃいけないし、それを担うものはやはり地元の中核的な中小企業であろうとわれわれは考へておりますので、そういう意味におきましてこの投資育成会社が地域ごとに今後発展していくうちに、十分われわれは応援をいたしたいと思っておりますので、今後もそういう関係をさらに発展をさせていきたいというふうに考へております。

○長田委員 中小企業投資育成株式会社に対する各地方公団体の出資状況及び都道府県別の投資実行企業の現況について簡単に説明していくだけますか。

○中澤政府委員 現在、地方公共団体から投資育成会社、三社ございますが、その三社の資本出資額は、三十五都道府県それから四指定都市、合計いたしまして二十三億一千四百万円、投資育成会社全体の資本金の一七・九%の出資をしておるわけでございます。各都道府県におきましておお

むねまんべんなく投資育成会社への出資あるいは株式の取得が行われておるという状況でございま

す。資実行企業の現況を見てまいりますと、都道府県間でかなりの差が見られるわけです。特に中小企業の多い東京、大阪、名古屋に集中することは、ある意味では当然かとは私は思いますけれども、しかし、中小企業投資育成株式会社が地域経済の発展に有効な役割を果たさなければならぬといふ点から見た場合、各地方の中小企業に対しても十分機会を与えなければならないと考えるわけであります。この点についてどのような具体策を講じておられるのか。

また、中小企業投資育成株式会社に対し出資していない地方公団体が、いま御答弁がありましたとおり十二県もありますが、これらの県に対しいたしまして、極力協力していただくよう必要をいたしました。この点についてどのように要請をしておるところでございますが、何分各県におきまして、県の財政事情等から、先ほどお話しのとおり十一の県がまだ出資していただいていない状況でございます。ただ、先ほどお話をありましたように、投資育成会社の制度全般につきまして現在審議会で改定の方向で検討しておるわけでございますが、制度改正の機会に改めて積極的に各県へ出資あるいは投資育成会社の事業に対する協力の要請を行っていきたいと思つておる次第でございます。

○長田委員 この貸付業務には一般貸し付けと特別貸し付けという二種類がございます。一般貸し付けの方は年々利用者もふえておるようでござりますけれども、特別貸し付けの中にはここ数年利用されないものや極度に利用度の少ないものもあるのですね。そこで、どのような貸し付けがこの特別貸し付けに該当するのかお尋ねいたします。

○左近政府委員 中小公庫の特別貸し付けにつきましては、そのときの中小企業の振興のための政策目的に従いまして制度をつくつてしまつたわけでございまして、大きく分けまして近代化貸し付け、構造改善貸し付け、安全・公害貸し付け、その他グレープというふうな四つのグループに分かれると思ひます。したがいまして、この中でたとえば近代化貸し付け等につきま

今後さらに大きくなると私は考へておるので、政府は同社の果たす役割について、今後どのよ

うな基本的な考え方を持っておられるのか。私は、設立当初よりも非常に後退しておりますし、については通産大臣、どうでしようか。

○佐々木国務大臣 私が就任いたしましてすぐ出ました問題は、この投資育成会社を民間の機関にしたらどうだという行政改革の一環の問題が起こりました。その後、大阪、名古屋の方を回つてみると、これは大変重要な機関で、政府が手を放しますと、大変恩恵を受けています各中小企業の中は困る、何としても政府で育ててもらいたいと

いう非常に強い希望が現地に多いのですから、従来のような考えではいかぬ、政府としてももつとみつり力を入れて育成すべきではないかといたしましたように、今後とも政府といたしましては力を入れてこの機関を強化したいと考えております。

○長田委員 まさに、貸付制度についてお尋ねをいたしました。

この貸付業務には一般貸し付けと特別貸し付けという二種類がございます。一般貸し付けの方は年々利用者もふえておるようでござりますけれども、特別貸し付けの中にはここ数年利用されないものや極度に利用度の少ないものもあるのですね。そこで、どのような貸し付けがこの特別貸し付けに該当するのかお尋ねいたします。

○左近政府委員 下請振興貸し付けにつきましては、下請企業が親企業と一緒にまして下請企業の振興組合とうのをつくり、それによるいろいろな施設に対する貸し付けということでございますが、これについては残念ながら最近そういう下請の振興のための組合設立というのが、余り新設がございませんで、こういう事業がなくなつたということでございます。

下請対策につきましては、こういうふうな組合をつくるという形だけでいいのか、あるいはたとえば下請代金支払遅延等防止法のような取り締まり的な方策ももつと進めるべきではないかといふことで、いろいろ検討をいたしております。したがいましてこういう点につきましても現在の助成制度がいいのか、あるいはもつと下請対策として別途の施策を打ち出すべきかといふふうなことを

検討しておるわけでございますので、もう少しうかが

う制度についての需要が少なければ、これはこれで別のものにかえていくことを考えなければいけないなということで、現在下請対策の検討中でございます。

ね。利用者が少ないのでほかの面だというよううな想いをもつておられる方には、私は現状認識がちょっと甘いように思っています。と申しますのは、この下請中小企業者が何らかの改善措置を講じないと利用者はふえなかか。やめるなんて言わないで前向きにやってくださいよ。

○長田委員 終わります。
○塩川委員長 これにて長田武士君の質疑は終了いたしました。
十二時四十五分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時八分休

○ 塩川委員長 午後零時四十七分開議

○小林(政)委員 中小企業金融公庫、これの経営安定とそれから機能を高めるということは、民間金融機関から十分融資を受けるということがききめて困難な立場にあります中小企業が必要としている長期そして低利の融資を行うという上から質疑を続行いたします。小林政子君。

も、さかまち重要になつてゐると言つゝことが

できると思います。したがつて、公庫の経営を縮小するようなあるいは圧迫するようなこういいう要因については、その都度国が適切な措置をとるなどして手当を行ひ、いやしくも政府系金融機関としての運用を保証するということは当然のこと

ではないか、このように思いますが、以上の点から第一、三質問をいたしたいと思います。
まず第一にお伺いをいたしたいことは、政府の政策融資として五十二年十月から五十四年（昭和三十九年）六月三十日）に期限切れとなりました円高融資、いわゆる為替変動対策緊急融資のことですが、これども、この一年八ヵ月間の貸付残高は総額で幾らになるのでしょうか、まずこの点からお伺いをいたします。

○中澤政府委員　お答え申し上げます。

先生御指摘の円高緊急融資残高でござりますが、五十五年一月末におきまして一千八百三十三億円

○小林(政)委員 この円高融資は国の政策金融として五・三%の金利で適用をされてこられたわけですが、ございますけれども、これの逆さや分、総額とどきのほどどのくらいになりますか。また、そのうち国が一般会計で補てんをしたものは総額でどのくらいになるのでしょうか。さらにまた、金庫券が負担をいたしました〇・三%分、これについてではなくて、総額でどのくらいの額になるのか、お伺いをいた

○中澤政府委員 運用部金利との金利差でござりますが、おおむね一・二%程度で推移したわけでございます。その結果、円高緊急融資によりますと、國からの利子補給の額は、五十三年度におきまし

て二億九千九百円余でござります。五十四年年度におきまして九億四千八百万円余でござります。五十五年度におきまして、予算といたしましては十億七千八百万円でございます。また、中公におきまして負担いたしました金額でござりますけれども、五十三年度で一億四千九百万円、五十四年度で五億三千七百万円という試算になつております。

支。

○小林(政)委員 相当の負担分が金庫の負担といふことになるわけでございます。そこで、ここは本当に大臣に伺いたいところだったのですが、中小企業庁長官にお伺いをいたしたいと思います。この政策によって緊急融資を実施した。こうい

う中で貸付金利と原資の借入金利との逆さや、これに対する私は、こういうものは一般会計から全額措置をしていくことが当然なことではないだろうか、このように思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

え方は先生のおっしゃるよう、必要な金利差といふもののは国がめんどうを見ることが必要であろうと思うわけでございます。したがいまして、今後こういう場合には公庫の財政事情も勘案いたしますけれども、そういう点について、個別の政策的な融資につきまして、国としても必要な措置を講ずるような気持ちでまいりたいというふうに考えております。

○小林(政委員) 同じようなことが繰り上げ償還の際にもやはり見られるわけであります。金融危機

き締め期に約九〇%台の高金利で融資を受けた中小企業が、五十三年度に入つて金利が七・一%と低くなつたということで、中小企業の場合には運転資金あるいは資金繰りに常に非常に苦慮しており

ますので、何とかこの金融負担を減らしていく、こうしたことでこの際繰り上げ償還を行ふと、いうことはまた当然のことであろうというふうに考えます。しかし資金運用部から金庫は八名台で、当時借り入れをいたしておりまして、その借りた資金を七・一%という低い金利で運用を図つておられますので、ここにも大きな逆ぎやが出てくること

とは当然のことだと思います。私は、このように

政府系の金融機関として、運営上の問題やあるいはまた構造上の問題として出てまいります赤字といいますか、逆ぎやにつきましては、一般会計や政府出資をふやしていくなど、こういう形で適切な措置を今後といくとどうことがきわめて

融縮小の動きが強まってくるというような状況のもとで、この問題は非常に大事ではないかといふうに考えますけれども、公定歩合が一・七五%引き上げられて今回は九%になつております。かつて政府がやはり繰り上げ償還を行つた時期と同じような状態が繰り返されるのではないかといふことも考えられます。こういう点から、具体的について見解をお伺いいたしたいと思います。

つきましては、中小公庫が政府系金融機関である
という一つの使命から、中小企業の方々の金利負担の軽減と
いうようなことを考えてそれに応じた
わけでございます。したがいまして、これは先ほど
おいては共通の趣旨に基づくものでございます。
したがいまして、こうしたことによります公庫の
財政事情の圧迫というものについては、われわれ
も十分将来を考えなければいけないというふうに

思うわけでござります。
先ほどの繰り返しでございますが、実は從来は創立以来健全な運営をしてまいりまして、資金に余裕があつたものでござりますからこの措置ができましたし、現在においても赤字が発生しておりますけれども、内部留保によつてこの措置ができるております。しかしながら、今後を考えますと御指摘のようにどういう事態になるかという点についてはなかなか予測しがたい面もござりますので、適時適切な対処をしてまいりたい。基本的に異常事態が出てこなければ公庫の運営はうまく

いくと思いますが、しかし異常事態がないという
ことは断言できませんので、時宜に応じて出資な
り何なりの措置を十分考えていただきたいというふう
に考えております。

○小林(政 委員) 十分この措置を行つていきた
い、こういう御答弁でござりますけれども、今回
の繰り上げ償還の場合に逆ぎやの解消といふの
を、公庫にゆとりがあつたということで内部留保
の引当金からこれを取り崩している、こういうこ
とでございますけれども、こういうものがあるな
れば、本来公庫が政策金融機関としてやらなければなら
ない特例貸しの方向などをさらにもつとみ
やしていくということにしていかなければならな
いのではないか、このように私は考えてお
りますけれども、この点についてお伺いをいたし
たいと思います。

○左近政府委員 引当金等は不測の事態に備える
ものでありますて、限度も決まっておりますし、
これを過度に積むということは必要がないわけで
ござります。したがいましてその決められた限度
の中で措置をしながら、それ以上の問題について
は御指摘のように特別貸し付けその他によつて中
小企業に対して有利な金融を行うという努力をす
べきであるというふうにわれわれ考えておりま
す。

○小林(政 委員) 次に私がお伺いをしたいのは特
別貸し付けの問題についてでございます。その中
でも特に省エネエネルギー貸し付け、これは五十三年
の十二月二十六日から貸し付けの対象になつてお
りますけれども、実態はいまどうなつてあるの
か、まずこの点をお答えをいただきたいと思いま
す。

○左近政府委員 省エネエネルギーというのは最近の
事態において大変重要なことから、御
指摘のように省エネエネルギー貸し付けといふものを
政策融資の一環として特別貸し付け対象にいたし
たわけでございます。これは一中小企業当たりの
貸し付け限度を二億二千万円ということで、通常
一億五千万円であるものを限度を上げました。そ

これから貸付期間につきましても、通常は五年ないし七年のものを十年ということで、そういう融資条件をつけて発足をしたわけでございまして、これについて逐次御利用いただいておるというのが、

○小林(政)委員 省エネエネルギーという問題でこれから政府が大変力を入れていこうとしておりますけれども、この貸し付け対象にされました説明文がされております。私は、大きな企業の場合には、省エネエネルギー設備ということでこれが実施をされると、コストに占める燃料費の割合などといふものも、価格的にどの程度になるかというと具体的にはわかりませんけれども、やはり相当比率も下がって有効な措置がとれる、メリットがあるのではないか、このように思いますけれども、一方中小企業の場合を見てみると、省エネエネルギーの投資というものをいたしましてもコストの低下ということにはなかなかつながりにくいくらいますか、こういう一面を持つております。したがって、いま省エネエネルギーの金利というものが一般貸し付けと同じ金利になつておりますけれども、せっかく特別貸し付けとされて年限も延ばしたりあるいは貸し付けの限度額もあやしたり、こういうこともやられているようでございますけれども、やはり金利そのものを下げるべきではないか、特別貸し付けにふさわしい金利にすべきではないだらうか、このように考えますけれども、大臣の見解をお伺いいたします。

確実にそななるかと言わると、確実にそななるといふヤランティーは別にないわけでござります。そして、もう少し行く末を見まして、そしてその間検討を続けて、やはり金利に差をつけた方がよろしい

○小林(政)委員 この問題につきましては、昨年の五月九日の、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネルギー法が商工委員会で採決をされました際に、附帯決議がついていたのでございます。その附帯決議をちょっとと読みますと、「エネルギーの使用の合理化等の施設等の実施にあたつては、中小企業に対する金融、税制上の措置等について特段に配慮し、円滑な審査の推進に努めること。」このように書かれております。私はいま省エネルギーがこれほど重要な問題として政策上も明らかになってきている中で、この国会の附帯決議というものを大臣は当然尊重され、そしてこの問題については金利の問題をも含めて検討をしていただくことがどうして必要ではないだらうか、このように考えねばなりませんので、再度御答弁をお願いいたしたいと思います。

○佐々木国務大臣 同感でございますが、もうちょっと貸し付け後の状況等を見まして決断したいと思います。

○小林(政)委員 さらに特別貸し付けの問題についてお伺いをいたしますけれども、五十四年三月で貸付残高の約9割が特別貸し付けということになつております。私は、政策金融としてこうした特別制度というものを持つと伸ばしていく必要があるのではないか、ならないという立場ではなく、政府の政策金融機関でもございますので、この特別貸し付けといふ問題を今後もっと伸ばしていくといふことはきわめて重要な課題ではないだらうか、ついては金利も含めてもつと魅力のある内容にしていくべきではないか、さらにいろいろと工夫な

して魅力のある、使いやすい、そして喜ばれる、
こういう金融にしていくべきではないか、このよ
うなことも言われておりますけれども、この点に
ついて大臣の基本的なお考えをお伺いをいたした

○佐々木国務大臣 おっしゃること一々ごもつと
もでございまして、何でも賛成ということになり
ますが、この制度に関しては、おっしゃると
おりまだ改善の余地があると思います。です
からできるだけ今後とも改善に努力をしてみたい
と思います。

○小林(政)委員 次に、これは直接法案の問題で
はございませんけれども、三月十九日の物価問題
に関する閣僚会議の決定というものがされており
ます。その中に、いろいろ書かれておりますけれ
ども、「個別物資に関する対策」、こういうことが含
まれております。ちょっと読み上げてみますけれ
ども、「最近の商品市況にかんがみ、業種別、品目
別に需給価格動向をきめ細かく調査、監視し、値
上がりの著しい物資について、実態の把握に努め、
必要に応じ、供給の確保のための備蓄の放出、原
材料の出荷要請等、機動的な対策を実施する。」こ
ういうことがこの項目に書かれております。私
は、この中で、先般問題にいたしました印刷製版
用のフィルム、これら印刷材料が大幅に値上がり
をいたしております。印刷製版用のフィルムの値
上げは、三月一日に五〇%、さらに四月一日から
は四〇%から六〇%の再値上げが行われる、こう
いう表明がメーカーからもされているわけでござ
います。したがって、末端の中印刷業者の方々
で材料が手に入らないといって大変困っている方
がいらっしゃいます。こうした問題は、通産省に
その態勢を持つていて、これに対しても一ヵ月
に出荷をさせるというような具体的な措置をおと
りになれるのかどうか、どのような行政指導をさ
れようとしているのか、この点についてお伺いを
いたしたいと思います。

○大永政府委員 印刷用フィルムにつきまして
は、現在前年同月に比べましても相当生産があ
れようとしているのか、この点についてお伺いを

ております。基本的には需給関係に問題はないと思います。

ただ、値上げの前になりますと、ことしの一、二月がそうでございましたが、前倒しの需要がふえまして、場所によりまして手に入らないという苦情があるわけでございます。そういうときには通産省あるいは通産局の方に言つていただきますと、普通必要とする程度のもの、いつも使っているものの倍とか三倍とか言われましても困るわけだと思いますが、普通使います程度のものにつきましては確保できるようメーカーの方に話をすることにいたしておりますし、今後もいたしたいと思います。

なお、四月からの値上げの問題につきましては、最近銀の価格がまた下がるような傾向が見受けられますので、現在のところはまだ発表が行われおりません。

○小林(政)委員 金融問題をも含めて最近の情勢は何かと緊縮状態が続いたり物価の値上げが行われたり、こういった中でも基礎物資が上がればすべての物価に大きく影響を及ぼすわけでございますし、監視の体制だとか具体的な措置をどのようにされようとしているのか、この点を大臣に最後にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○佐々木国務大臣 主要な個別物資の需給あるいは価格動向等を観察いたしまして、必要に応じて機敏な対策を打ち出すことは大変重要な問題でござりますので、通産省の中に主要物資需給価格動向連絡会という連絡会を設けまして、関係各局の局長あるいは担当官が集まりまして、具体的に各物資の需給関係あるいは価格等の動向を厳重に監視しているところでございます。それによりましていささかも便乗値上げ等の疑いがござりますれば、すぐそれに對して対処方法を講ずる、あるいは需給が逼迫すればそれに對して在庫等を放出するというような手段を講じまして、先生のおっしゃるとおりきめ細かくただいま進めておるところでございます。

○塩川委員長 これにて小林政子君の質疑は終了

いたしました。
以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩川委員長 これより討論に入るのありますと、普通必要とする程度のもの、いつも使っているものの倍とか三倍とか言われましても困るわけだと思いますが、普通使います程度のものにつきましては確保できるようメーカーの方に話をすことになりました。今後もいたしたいと思います。

○塩川委員長 これがより討論に入るのありますと、普通必要とする程度のもの、いつも使っているものの倍とか三倍とか言われましても困るわけだと思いますが、普通使います程度のものにつきましては確保できるようメーカーの方に話をすことになりました。今後もいたしたいと思います。

以上のと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。
委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩川委員長 「賛成者起立」

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩川委員長 「賛成者起立」

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○塩川委員長 「賛成者起立」

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。